

今治看護専門学校学校納入金規程

(受験料、入学金、授業料等)

第1条 本校の学生及び生徒が納入しなければならない受験料、入学金、授業料等については、下記のとおりとする。

(単位:円)

		第一看護学科	第二看護学科	准看護科
受験料		30,000	30,000	20,000
入学金	入学時のみ	100,000	100,000	100,000
授業料	年額	480,000	480,000	360,000
養成施設費	入学時のみ	50,000	50,000	50,000
	年額	120,000	120,000	120,000
教育実習費	入学時のみ	130,000	80,000	60,000

(追試験料、再試験料、補習料)

第2条 学生及び生徒は、各課程の学則及び学則施行細則に規定する追試験、再試験又は補習を受ける場合は、下記の追試験料、再試験料又は補習料を納入しなければならない。

(単位:円)

		第一看護学科	第二看護学科	准看護科
追試験料	1科目につき	2,000	2,000	2,000
再試験料	1科目につき	2,000	2,000	2,000
補習料	1時間につき	500	500	500

(再履修料)

第3条 第一看護学科及び第二看護学科の学生のうち、履修・単位認定基準第7条に規定する再履修しようとする者は、下記の再履修料を納入しなければならない。

(単位:円)

		第一看護学科	第二看護学科
再履修料(単位認定料を含む)	1時間につき	1,000	1,000
聴講料(単位の認定除く)	1時間につき	500	500

(休学期間中の納入金)

第4条 学則施行細則第17条第3項に規定する学生及び生徒の休学期間中の学校納入金は、第1条に規定する養成施設費の額とする。(月額1万円)

(納入金の減免)

第5条 学校長は、特に必要があると認めるときは、第1条の納入金について減免することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成18年 9月 1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第3条の規定は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年 1月21日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第5条の規定は、平成21年度の入学生に係る納入金から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。